

特定個人情報保護委員会（第20回）議事概要

- 1 日時：平成26年6月24日（火）14：00～15：00
- 2 場所：特定個人情報保護委員会委員会室（三会堂ビル8階）
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、手塚委員
其田事務局長、松元総務課長

4 議事の概要

- (1) 議題1：「住民基本台帳に関する事務に関する特定個人情報保護評価書記載要領（案）」及び「住民基本台帳ネットワークに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に関する特定個人情報保護評価書記載要領（案）」について

事務局から配布資料について説明があった。

阿部委員から「分かりやすい記載要領となっているが、全国の地方公共団体には個別の事情があり、問合せへの対応など評価書の作成をフォローする必要がある」という旨の発言があった。また、手塚委員から「この記載要領のうち、どの部分が市町村CS等の仕様に係る情報提供で、どの部分が記載例か、また、実際に評価書を作成する地方公共団体が単にこの記載要領を写すだけではなく、しっかり考えて評価するよう説明していく必要がある」という旨の発言があった。これに対し事務局から「地方公共団体情報システム機構と連携し、対応していきたい」という旨の発言があった。

堀部委員長から「地方公共団体情報システム機構においては、本記載要領の提供に加え、地方公共団体が住民基本台帳に関する事務について円滑に評価を実施できるように、問合せ対応等に万全を期してほしい。また、通知カードに関するリスク対策については、地方公共団体情報システム機構が住基ネット及び番号制度関連事務について評価する際に、しっかりと評価してほしい」という旨の発言があり、事務局から地方公共団体情報システム機構に伝えることとなった。

記載要領について原案のとおり了承された。

- (2) 議題2：ガイドラインの枠組み・構成案について

事務局から配布資料について説明があった。

堀部委員長から「ガイドラインについて、事業者向けと行政機関等向けに分けて作成するということか」という旨の発言があった。これに対して事務局から「基本的にはそうなるが、金融機関については取り扱う個人情報と一般の事業者とは異なるため、ガイドラインも金融機関向けのパート

を作成する必要があるのではないかと考えている」という旨の発言があった。

手塚委員から「民間企業ではシステム改修に当たって、マイナンバーをどう組み込むかという観点から、ガイドラインが示されると助かると思う」という旨の発言があった。阿部委員から「そういった意味ではガイドラインをできるだけ早く示すことが重要である」という旨の発言があった。

ガイドラインの枠組み・構成案が了承され、事務局にてガイドライン作成作業を進めることとなった。

(3) 議題3：その他について

事務局から特定個人情報保護評価書の受付等に関し、評価書受付システムが稼働するまでの間の手続について説明があった。手塚委員から「電子データで委員会に提出された評価書について、セキュリティに十分注意する必要がある」という旨の発言があった。また、阿部委員から「地方公共団体から提出された評価書を委員会が確認した場合、相手方に確認した旨の通知をするのか」という旨の発言があり、これに対して事務局から「問題があった場合には連絡するが、問題がなければ通知しない予定である」という旨の発言があった。

以上